

消防総第 727 号
消防消第 217 号
消防救第 177 号
平成 7 年 10 月 27 日

各都道府県知事 殿

消防庁長官

消防組織法の一部を改正する法律について(通知)

消防組織法の一部を改正する法律は、第 134 回国会において成立し、本日、平成 7 年 10 月 27 日法律第 121 号をもって公布された。

今回の改正は、消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くとともに、あわせて災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援に関する特例を創設することをその内容とするものである。

施行については、消防職員委員会に関する事項は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から、消防の応援に関する事項は公布の日から、それぞれ施行することとされている。

また、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い市町村の規則で定めることとされているが、消防庁が定める基準についてはおって定める予定である。

貴職におかれては、下記の改正内容を十分御理解の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 消防職員委員会に関する事項(法第 14 条の 5 関係)

1 各消防本部に消防職員委員会を置くこととし、消防職員の勤務条件及び厚生福利、消防職員の被服及び装備品並びに消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もって消防事務の円滑な運営に資することとしたこと。(第 1 項関係)

2 消防職員委員会は、委員長及び委員によって組織するものとし、委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもって充て、委員は消防職員(委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。)のうちから消防長が指名することとしたこと。(第 2 項及び第 3 項関係)

3 消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に

従い、市町村の規則で定めることとしたこと。(第 4 項関係)

4 消防職員委員会に関する事項の施行日は、各消防本部における準備等を考慮し、法の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令により定めることとしていること。(附則関係)

第 2 消防の応援に関する事項(法第 24 条の 3 関係)

1 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとしたこと。また、この場合において、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとしたこと。(第 2 項関係)

2 消防庁長官は、法第 24 条の 3 第 1 項又は第 2 項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができるものとしたこと。また、この場合において、消防庁長官は、第 1 項の場合にあっては応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第 2 項の場合にあっては応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事及び災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとしたこと。(第 4 項関係)

3 消防の応援に関する事項は、公布の日から施行されることとしていること。(附則関係)